

各 { 居宅介護支援事業所  
介護予防支援事業所  
訪問介護事業所  
介護予防型訪問サービス事業所  
通所介護事業所  
介護予防型通所サービス事業所  
通所リハビリテーション事業所  
地域密着型通所介護事業所  
認知症対応型通所介護事業所  
介護予防認知症対応型通所介護事業所 } 管理者 様

大阪市福祉局高齢者施策部  
介護保険課長  
事業者指導担当課長

新型コロナウイルスワクチン接種に伴う  
要介護者への介助に関する取扱いについて（通知）

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、適切な支援にご尽力いただきありがとうございます。

さて、令和3年4月5日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第20報）」（以下「臨時的取扱い（第20報）」という。）において、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う訪問介護サービスや通所系サービスにおける取扱いが示されているところですが、この取扱いに関し、特に問い合わせの多い内容についての回答を次のとおりまとめましたので、遺漏のないようお願いいたします。

記

Q1 医療機関以外でのワクチン接種会場内で行う介助について、訪問介護サービス（身体介護）として介護報酬を算定することは可能か？

A1 医療機関における院内介助と同様、例えば「移動の介助」や「排泄の介助」等、実際に介助を行った場合は、その時間に応じて介護報酬を算定することは可能ですが、待ち時間や見守りの時間は算定できません。

なお、医療機関以外でのワクチン接種の場合、接種会場では十分な介助の体制がありませんので、本市が院内介助を認める要件である「受診先の医療機関に院内介助の体制があるか否かを確認する」必要はありません。（接種会場が医療機関の場合は、医療機関に院内介助の体制があるか否かを確認してください。）

Q2 ワクチン接種会場への移動の介助や会場内での介助を行う場合、居宅サービス計画書第2表の変更等は必要か？

A2 居宅サービス計画書第2表に、既に医療機関への通院介助や院内介助についての記載がなされている場合、その計画上の「医療機関」を「ワクチン接種会場」に読み替え、計画書第2表の変更や加筆は不要とします。（その他の様式については、必要に応じて修正を行ってください。）

居宅サービス計画書に医療機関への通院介助や院内介助についての記載がなされていない場合は、通院介助や院内介助を位置付ける際と同様の記載をしてください。

Q 3 通所系サービス事業所の従業者がワクチン接種会場内での介助を行った場合、その所要時間を通所系サービス事業所のサービス提供時間として介護報酬を算定することは可能か？

A 3 臨時的取扱い（第 20 報）の問 1 にあるとおり、通所系サービス事業所内でワクチン接種を実施する場合は、当該通所系サービスの提供時間として介護報酬を算定することは可能ですが、通所系サービス事業所以外の場所がワクチン接種会場となっている場合は、例えば介助を行っていたとしても介護報酬を算定することはできません。

Q 4 訪問介護や通所系サービスを利用して複数名の要介護者を同時にワクチン接種会場へ移動させる介助を提供した場合、介護報酬の取扱いはどうなるか？

A 4 訪問介護サービスにおいて、ヘルパーが複数名の要介護者に介助を行うことは認められませんので、介護報酬の算定はできません。

一方、通所系サービスにおいては、臨時的取扱い（第 20 報）の問 4 及び問 5 のとおり、通所系サービス事業所とワクチン接種会場間の送迎については保険外サービスとして取り扱うこととなり、複数名の要介護者のそれぞれの居宅からワクチン接種会場を経由して、通所系サービス事業所への送迎を行う場合（逆のルートの場合を含む）は、送迎を行ったこととして送迎減算を適用する必要はありません。

Q 5 ワクチン接種会場内での介助が必要な要介護者という前提で、居宅とワクチン接種会場間の移動は家族等が行い、訪問介護サービス事業所のヘルパーや通所系サービス事業所の従業者がワクチン接種会場内でのみの介助を行った場合（要介護者の居宅を経由しなかった場合）の介護報酬の取扱いはどうなるか？

A 5 居宅を起点又は終点としていないことから、通所系サービス事業所においては送迎減算が適用され、訪問介護サービスにおいては介護報酬の算定ができません。

#### 【参考】

○臨時的取扱い（第20報）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000766218.pdf>

#### 【お問い合わせ先】

大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課  
給付グループ

Tel:06-6208-8033 Fax:06-6202-6964

指定・指導グループ

Tel:06-6241-6310 Fax:06-6241-6608

(音声ガイダンス「4」→「1」)

※お問い合わせは上記どちらのグループでも構いません